

地方消費税交付金(社会保障財源化)が充てられる社会保障施策に要する経費

若狭町

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられることに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度若狭町一般会計当初予算における社会保障施策関連経費への充当状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 105,000 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 1,638,491 千円

(単位:千円)

事業区分		平成30年度 当初予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
社会福祉	障害者福祉(障害者介護給付費事業等)	489,313	319,800			169,513	24,112
	母子福祉(母子家庭等医療費助成事業等)	7,562	3,708			3,854	
	高齢者福祉(老人保護措置事業)	6,609			330	6,279	
	児童福祉(児童手当事業等)	275,369	202,574		22,414	50,381	
社会保険	国民健康保険事業(繰出金)	134,137	47,890			86,247	62,393
	後期高齢者医療事業(繰出金等)	241,459	34,004			207,455	
	介護保険事業(繰出金)	302,656	1,129			301,527	
保健衛生	医療施策(公衆衛生事業等)	130,314	170		100	130,044	18,495
	疾病予防対策(予防接種事業等)	29,264				29,264	
	健康増進対策(成人保健事業等)	21,808	1,297		3,382	17,129	
合計		1,638,491	610,572	0	26,226	1,001,693	105,000

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金の平成30年度当初予算額の17分の7に相当する額です。

※各事業に要する一般財源比率に応じて、地方消費税交付金(社会保障財源化)を按分して充当しています。